

〇〇〇〇 規約

第1条（名称）

当団体は「〇〇〇〇」という。

第2条（事務局）

当団体の事務局は〇〇（例：代表宅）におく。

第3条（目的）

掛川市の△△地域の〇〇〇のために活動することを目的とする。

第4条（総会）

年1回開催する。総会は会員の過半数をもって成立し、決議は出席会員の過半数をもって成立する。

第5条（役員）

次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 監事 〇名

第6条（役員を選任と報酬）

(1) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(2) 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第7条（役員の任期）

役員は総会において選任し、任期は〇年とする。

第8条（役員の役割）

- (1) 代表は会を統括し、年度終了後に総会を開催する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が任務を遂行できないときはその職務を代行する。
- (3) 会計は会の出納を行うとともに年度終了後、総会において報告する。
- (4) 監事は当団体の事業及び財産状況を監査し、総会において報告する。

第9条（会計年度）

会計年度は 毎年〇月△日から次年〇月〇日までとする。

第10条（入会・退会）

入会・退会手続きは 代表がおこなう。

第11条（規約の変更）

会規約の変更は 総会の△分の〇以上の承認を得なければならない。

第12条（残余財産の取り扱い）

決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

第13条（残余財産の帰属）

この団体が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人に譲渡するものとする。

附 則

本規約は 〇〇年〇月〇日の総会において制定され承認された時点から発効するものとする。